

稅務監督局及稅務署職員特別任用  
令

右謹テ上奏シ恭シク  
聖裁ヲ仰キ候セテ樞密院ノ議ニ  
付セラレムコトヲ請フ

明治四十年四月十三日

内閣總理大臣尾崎西園寺公望印

勅令第 號

稅務監督局及稅務署職員特別任用令

第一條 三年以上高等行政官トシテ稅務ニ從事シタル者ハ本令施行後二年ヲ限り文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ稅務監督官ニ任用スルコトヲ得

第二條 左ニ掲タル者ハ當分ノ内文官高等試験委員ノ銓衡ヲ經テ稅務監督官補又ハ稅務官ニ任用スルコトヲ得

一 高等行政官トシテ 稅務ニ從事シタル者

二 五年以上稅務ニ從事シ判任官四級俸以上ノ俸給ヲ受ケ現ニ其ノ職ニ在ル者コトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十五年勅令第二百四十八號同年  
勅令第二百四十九號及明治三十六年勅  
令第一號ハ之ヲ廢止ス

臺灣總督府覆審法院書記長

特別任用令

右謹テ上奏シ悉シノ

聖裁裁ラ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付  
セラレムコトヲ請フ

明治四十一年四月十五日

内閣總理大臣候爵西園寺公望印